

第7回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年8月6日(金) 午前11時01分～
2. 場 所 野辺地町役場 議場
3. 会議に出席した委員
1番 野田頭 政子 2番 毛利 勝 廣 3番 野 坂 長太郎
4番 村 山 勝 雄 5番 田 村 敬 一 7番 高 松 誠
8番 魚 住 ゆり子 9番 高 田 光 雄
4. 会議に欠席した委員
6番 福 士 重 光
5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員
杉 山 福 行 柴 崎 幸 三 野 坂 勝 古 沢 高 明
村 山 茂 二ツ森 均 江刺家 昭 彦
6. 会議に欠席した農地利用最適化推進委員
なし
7. 会議に出席した職員
事務局長 玉山 順一 総括主査 吹越 麻衣子
8. 会議に付した案件
議案第12号 農地中間管理事業法第19条の2
【農地利用集積計画一括方式】について
議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
議案第14号 野辺地町農地利用状況調査員設置要綱について
議案第15号 令和3年度野辺地町農地パトロール(利用状況調査)の
実施要領について
議案第16号 野辺地町遊休農地等の利用意向調査等の
手続き規定について
報告第19号 農地の転用事実に関する照会について
報告第20号 非農地証明について
報告第21号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
9. 議事の概要
以下のとおり。

【開会時刻 11時01分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は8名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。
本日の付議案件は5件、報告が3件となっております。
事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、2番 毛利 委員と、7番 高松 委員にお願いします。

議事に入ります。

「議案第12号 農地中間管理事業法第19条の2」を議題といたします。
議事に先立ちまして、当事者である〇〇推進委員は退出ください。

(〇〇推進委員 退出)

それでは事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書1ページをお開き願います。
議案第12号 農地利用集積計画案を決定するため審議を求めるものであります。
本件については、農地中間管理事業となり4件ございます。
すべて公益社団法人あおもり農業支援センターを経由しての貸借となります。

【議案書をもとに朗読、説明】

以上で議案第12号の説明を終わります。

議長

それでは議案第12号について、御審議願います。
御質問等ございませんか。

委員

(なし)

議長

議案第12号について、原案のとおり決定することで
御異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第12号については意見なしとして町へ回答いたします。
次に、「議案第13号 基盤強化法第19条」を議題といたします。

事務局	<p>事務局の説明をもとめます。</p> <p>議案書3ページ、議案書別冊は9～10ページをお願いします。 議案第13号 農地利用集積計画案を決定するため審議を求めるものであります。</p> <p>【議案書をもとに朗読、説明】</p> <p>以上で議案第13号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは議案第13号について、御審議願います。 ご質問等ございませんか。</p>
3番	<p>米60キロっていうのは一反歩か。</p>
事務局	<p>全部の面積に対してなので六反歩で60キロです。</p>
3番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>それでは、議案第13号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第13号について町へ公告を求めます。 〇〇推進委員は入室ください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p> <p>次に、「議案第14号 野辺地町農地利用状況調査員設置要綱について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。</p>
事務局	<p>議案書4ページ、議案書別冊13～15ページをお願いします。 議案第14号 令和3年度利用状況調査の実施にあたり、野辺地町農地利用状況調査員設置要綱を策定したので承認を求めるものであります。 内容としては過去策定したものと変更はありません。 議案第14号の説明については以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第14号について、御審議願います。 ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>議案第14号について、御異議ございませんか。</p>

委員	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第14号について承認するものとします。 次に、「議案第15号 野辺地町農地パトロールの実施要領について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書5ページ、議案書別冊16・17ページをお願いします。 議案第15号 令和3年度利用状況調査の実施にあたり、令和3年度野辺地町農地パトロール（利用状況調査）実施要領を策定したので承認を求めるものであります。 過去に策定したものからの変更点は第3条（実施の対象及び内容）の（9）が新設された点のみで、そのほかの変更点はありません。 議案第15号の説明については以上です。
議長	それでは議案第15号について、御審議願います。 ご質問等ございませんか。
委員	(なし)
議長	議案第15号について、御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第15号について承認するものとします。 次に、「議案第16号 野辺地町遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書6ページ、議案書別冊18～39ページをお願いします。 議案第16号 令和3年度利用状況調査の実施にあたり、野辺地町遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定を策定したので承認を求めるものであります。 過去に策定したものからの変更点は「4 調査内容」において「エ. 貸借予定も耕作予定もなく農地として利用しない」を明記した点です。これは、利用意向調査への回答で最も多い意向であります。これまでの調査様式では記載されていなかったことから、利用意向調査対象者が回答しやすいように記載しました。 議案第16号の説明については以上です。
議長	それでは議案第16号について、御審議願います。 ご質問等ございませんか。
7番	この手続き規定は何年かに一回変えなければならないのか。それとも新しいものが出てきたときに変えなければならないものなのか。

事務局	<p>例年策定するもので、去年も策定予定はあったが大きな変更点がなかったため策定しませんでした。今年大きく変更点があったので新しく策定しました。</p>
議 長	<p>はい、それでは、議案第16号について、御異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第16号について承認するものとします。 次に、「報告第19号 農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、議案書別冊は40ページをお開き願います。 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局より土地の現況について照会があり、回答しましたので報告します。</p> <p>【議案書をもとに朗読、説明】</p> <p>報告第19号については以上です。</p>
議 長	<p>それでは、報告第19号について、御意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
議 長	<p>次に、「報告第20号 非農地証明について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議案書別冊は40・41ページをお開き願います。 報告第20号 非農地証明について、農地法の適用を受けない旨の証明をしたので、報告します。</p> <p>【議案書をもとに朗読、説明】</p> <p>報告第20号の説明については以上です。</p>
議 長	<p>それでは、報告第20号について、御意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>(なし)</p>
議 長	<p>次に、「報告第21号 農地法第3条の3について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開き願います。</p> <p>【議案書をもとに朗読、説明】</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>報告第21号の説明については以上です。</p> <p>それでは、報告第21号について、御意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質門もないようですので、これもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【閉会時刻 11時16分】</p>
----------------------------	--